## 補足

『平成21年度版 不動産従業者のための改正不動産税制[要綱版]』の記述の一部について、 下記のように補足させていただきます。よろしくお願いいたします。

記

・該当箇所 10ページの下から13行目~11行目

現状の記述	補足した記述
平成21年度改正により、上場株式等の配	平成21年度税制改正の要綱等において、
当所得および譲渡所得等に係る10%軽減税	上場株式等の配当所得および譲渡所得等に
率が廃止され20%本則税率が実現する際	係る10%軽減税率が廃止され20%本則税率
に、以下を骨子とする少額の上場株式等投	が実現する際に、以下を骨子とする少額の
資のための非課税措置が創設されました。	上場株式等投資のための非課税措置を創設
	することとされ、平成22年度改正において
	法制上の措置を講ずることとされました。